

籍謄本、相続人全員の印鑑証明、遺産分割協議書（実印）

6. 農業者年金に加入している方は、農業委員会にご相談ください。
7. 事務局でお渡しする書類以外は、申請者（2部必要な場合は一部写し可）でご用意ください。
8. 許可後は、速やかに規定の手続き（登記等）を完了してください。
9. 申請書の受付は、原則毎月25日までとなっています。（但し、25日が閉庁日の場合は前開庁日）、
※また、農業委員会の開催が規定日より早い場合は、事前に締め切ることがあります。
10. 農業委員会の開催は、原則毎月10日前後です。
11. 許可書・受理書の発行は、下記のとおりとなっております。
 - ① 町農業委員会「届出の場合」→ 委員会終了後約7日間 程度
 - ② 奈良県知事「許可の場合」→ 委員会終了後1カ月 程度

【注意】

- 農業委員会に提出する前には、もう一度関係書類に不備がないかを必ず確認してください。
- 申請書又は届出書を提出される際には、**地元農業委員（住所地・所在地）**に内容説明をして、承認印を受けてください。（承認印がない場合は、書類の受付ができません）

申請書の受付について注意事項

1. 申請書の受付（書類不備等がない場合）は、原則毎月25日までとなっています。
2. 受付時の書類不備等をなくすため、書類の事前確認をしますので月末締切日の5日前までに申請書類一式を事務局までご持参下さい。（受付時に不備がある場合は、受付できませんので注意して下さい。）
3. 農業委員会の開催が規定日より早い場合は、事前に締め切ることがあります。